

秋田大学博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）学位授与に
関する取扱要項

第1章 総則

（趣旨）

第1条 秋田大学大学院国際資源学研究科（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、秋田大学大学院学則、秋田大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び秋田大学大学院国際資源学研究科規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において「課程博士」とは学位規程第5条第1項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

2 この要項において「論文博士」とは学位規程第5条第2項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

（予備審査）

第3条 博士（資源学）、博士（理学）及び博士（工学）の学位を申請しようとする者は、学位規程第6条第1項に規定する博士論文の提出に先立ち、予備審査を受けなければならない。

（予備審査の申請資格）

第4条 予備審査を申請することができる者は研究科規程第13条に規定する要件を満たした者とする。

（予備審査の申請書類等）

第5条 予備審査を申請しようとする者（以下「予備審査申請者」という。）は、主指導教員の承認を得て次の各号に掲げる書類等を国際資源学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- 一 予備審査申請書（所定の様式） 1部
- 二 博士論文の要旨の草稿（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度） 4部
- 三 博士論文の草稿（A4判横書きとし、和文又は英文）又は論文関連資料 4部
- 四 論文目録 4部

（予備審査の申請時期）

第6条 予備審査の申請時期は、原則として博士論文を提出しようとする年度の10月とする。ただし、「秋田大学大学院国際資源学研究科における優れた業績を上げた者の在学期間の短縮に関する実施細則」の認可基準を満たし申請している者（以下「課程修了の特例該当者」という。）及び標準修業年限を超えて在学する者にあつては、2月又は6月にも申請することができる。

（予備審査委員会）

第7条 研究科長は、予備審査の申請があつたときは、当該論文が博士論文審査に値するかどうかを審査するため、予備審査委員会を組織する。

2 予備審査委員会の委員は、予備審査申請者ごとに次の各号に定めるところにより構成する。

- 一 主指導教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。
- 二 必要があるときは、前号の教員の他に、秋田大学内の他研究科（以下「他研究科」と

いう。)若しくは他大学等の大学院又は研究所等(以下「他機関」という。)の教員等を加えることができる。

三 予備審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

3 主指導教員は、予備審査委員会の委員長を務め、予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から起算して4週間以内に審査を終了し、委員長は、その結果を研究科長に報告しなければならない。

(予備審査の結果の通知)

第8条 研究科長は、予備審査の結果を当該予備審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第9条 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた予備審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならない。

2 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第10条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、主指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

一 博士論文審査申請書(所定の様式)1部

二 博士論文1編(A4判横書きとし、和文又は英文)4部

三 論文目録(所定の様式)4部

四 博士論文の内容の要旨(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)

(所定の様式及び電子データ)4部

五 履歴書(所定の様式)1部

(博士論文の提出時期)

第11条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の1月の所定の期間とする。ただし、課程修了の特例該当者及び標準修了年限を超えて在学する者にあつては、5月又は9月の所定の期間にも申請することができる。

(審査の付託)

第12条 研究科長は博士論文の申請があつたときは、学位規程第6条第2項の規定に基づき国際資源学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に審査を付託する。

(学位審査委員会)

第13条 研究科教授会は、前条により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下この章において「審査委員」という。)で構成する学位審査委員会(以下この章において「審査委員会」という。)を組織する。

一 主指導教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。

二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。

三 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

2 前項の審査委員は、当該専攻長からの審査委員候補者の推薦に基づき、研究科教授会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、審査委員主査1名を置き、当該主指導教員をもって充てる。

4 審査委員主査は審査委員会の業務を総括する。

(博士論文の公聴会)

第14条 博士論文審査において、審査委員会は、博士論文の公聴会を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各専攻及び教室等に掲示をもって公示すること。

(博士論文審査等の実施)

第15条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。

2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心とした関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

(博士論文審査結果等の審議)

第16条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するかどうかを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

(博士論文審査結果の報告)

第17条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間以内に、審査結果を次の各号の書類により研究科教授会に報告しなければならない。

一 論文審査結果の要旨(所定の様式及びその電子データ)

二 論文審査の結果及び最終試験の結果(所定の様式)

(学位授与の判定)

第18条 研究科教授会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき申請者に学位を授与すべきかどうかを判定する。

2 前項の判定は、博士後期課程担当教員で構成する研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、学位規程第18条の2の規定に基づき、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文(以下「論文の全文」という。)を公表するものとし、公表用の論文の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したもの(以下「論文の要約」という。)を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

3 前2項の規定による公表は、原則として秋田大学学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

第3章 論文博士

(論文提出による学位授与の申請資格)

第20条 学位規程第5条第2項の規定に基づき、論文提出による博士(資源学)、博士(理学)及び博士(工学)の学位の授与を申請することができる者(以下「論文申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

一 研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者

二 修士の学位を取得後、4年以上の研究歴を有する者

三 学士の学位を取得後、6年以上の研究歴を有する者

四 前3号に掲げる者と同等の資格があると研究科教授会が認めた者

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号の一に掲げるものをいう。

一 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間

- 二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- 三 大学院の学生として在学した期間
- 四 官公庁、会社等の研究機関において研究に従事した期間
- 五 その他研究科教授会が認めた期間

(主査講座及び主査教員)

第21条 論文申請者は、博士論文の内容が包括される教育研究分野の講座(以下「主査講座」という。)及び主査講座内における博士論文の内容に関連のある研究指導担当教員(以下「主査教員」という。)を定め、学位授与の申請に関し、主査教員の指導を受けるものとする。

(予備審査)

第22条 第20条第1項各号の一に該当する者で、博士(資源学)、博士(理学)及び博士(工学)の学位の授与を申請しようとする者は、学位規程第7条第1項に規定する学位授与の申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

(予備審査の申請書類等)

第23条 論文提出による予備審査申請者は、主査教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- 一 予備審査申請書(所定の様式) 1部
- 二 博士論文の要旨の草稿(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度) 4部
- 三 博士論文の草稿(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部
- 四 論文目録 4部
- 五 履歴書 1部
- 六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部

(予備審査の申請時期)

第24条 論文提出による予備審査の申請時期は、2月、6月及び10月のうち、いずれかの時期とする。

(予備審査委員会)

第25条 研究科長は、論文提出による予備審査申請者から予備審査申請があったときは、当該論文等が博士論文に値するか否かを審査する予備審査委員会を組織する。

- 2 予備審査委員会の委員は、論文提出による予備審査申請者ごとに、次の各号に定めるところにより構成する。
 - 一 主査教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。
 - 二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。
 - 三 予備審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。

3 主査教員は、予備審査委員会の委員長を務め、予備審査委員会の総括を行う。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から起算して4週間以内に審査を終了し、委員長は、その結果を研究科長に報告しなければならない。

(予備審査の結果の通知)

第26条 研究科長は、主査教員を通じて、予備審査の結果を当該予備審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第27条 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた予備審査申請者は、6か月以内に博士論文の審査の申請を行わなければならない。

2 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第28条 論文申請者は、主査教員の承認を得て、学位規程第7条第1項の規定に基づく次の各号に掲げる書類等に、学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- 一 博士論文審査申請書(所定の様式) 1部
- 二 博士論文1編(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部
- 三 論文目録(所定の様式) 4部
- 四 博士論文の内容の要旨(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度)
(所定の様式及び電子データ) 4部
- 五 履歴書(所定の様式) 1部
- 六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部

(論文提出による審査の申請時期)

第29条 論文申請者は、5月、9月及び1月のうち、いずれかの時期の所定の期間に申請しなければならない。

(学位審査委員会)

第30条 研究科教授会は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、論文申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下この章において「審査委員」という。)で構成する学位審査委員会(以下この章において「審査委員会」という。)を組織する。

- 一 主査教員を含む3名以上の博士後期課程研究指導担当教員とする。なお、審査委員に准教授が入る場合は、教授3名以上のほか当該准教授とする。
 - 二 必要があるときは、前号の教員の他に、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。
 - 三 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者とする。
- 2 審査委員は、主査教員からの審査委員候補者の推薦に基づき、研究科教授会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。
- 3 審査委員会に、審査委員主査1名を置き、主査教員をもって充てる。
- 4 審査委員主査は審査委員会の業務を総括する。

(博士論文の公聴会)

第31条 審査委員会は、論文審査の段階において博士論文の公聴会を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに論文申請者に通知するとともに、各講座及び関係教室等に掲示をもって公示すること。

(博士論文審査等の実施)

第32条 審査委員会は、論文審査及び学力の確認を行う。

- 2 審査委員主査は、学力の確認の実施に関して必要な事項を論文申請者に通知する。
- 3 学力の確認は、外国語及び博士論文の内容を中心としたこれに関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

(論文審査結果等の審議)

第33条 審査委員会は、論文審査の結果及び学力の確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び学力の確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

(博士論文審査結果の報告)

第34条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間以内に、審査結果を次の各号の書類により研究科教授会に報告しなければならない。

- 一 論文審査結果の要旨(所定の様式)

二 論文審査の結果及び学力の確認の結果（所定の様式）

（学位授与の判定）

第35条 研究科教授会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、論文申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、博士後期課程担当教員で構成する研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（学位論文の公表）

第36条 博士の学位を授与された者は、学位規程第18条の2の規定に基づき、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、論文の全文を公表するものとし、公表用の論文の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えて論文の要約を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

3 前2項の規定による公表は、原則として秋田大学学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

（補則）

第37条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。